

## 労災指定訪問看護ステーションの皆様へ

### 労災保険訪問看護費用の請求等に関するお知らせ

平成 26 年 9 月以降、労災保険訪問看護費用の請求様式・請求先などが変更になります。

これに伴いまして、以下の内容のお知らせを 7 月初旬に労災指定訪問看護ステーションの皆様あて発送されますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

#### ア 振込先口座の登録、登録情報の確認のお願い

登録様式はお知らせに同封しております。これまで請求の都度記入していただいておりますが、9 月以降は不要になります。

#### イ 請求の様式・提出先の変更

請求書・内訳書の様式が変更となります。請求書は 8 月以降厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

また、これまで労働基準監督署ごとに提出していたものが、所轄の労働局への提出で済みます。

#### ウ 支払機関・通知書の変更

これまでは労働局で支払を行っていましたが、厚生労働本省から支払いを行います。

請求書のダウンロードは 8 月以降以下の掲載先からできるようになります。

[掲載先] ホーム>雇用・労働>労働基準>施策情報>労災補償>施策紹介  
>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

[リンク先] [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/rousaihoken06/](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/rousaihoken06/)

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

照会先：新潟労働局 労働基準部  
労災補償課 電話 025-288-3506